

令和3年6月4日

作業環境測定機関 様

有害物ばく露防止対策補助金を活用する中小企業事業主から委託を受けて  
溶接ヒューム個人ばく露測定を実施する作業環境測定機関様へのお願い

有害物ばく露防止対策補助金・補助事業者  
(公社) 全国労働衛生団体連合会

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご案内のとおり、特定化学物質障害防止規則等が改正され、令和4年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。

厚生労働省は、法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者を支援するため「令和3年度有害物ばく露防止対策補助金」を創設し、補助金交付事務を当連合会が実施することとなりました。

補助金の概要は、別添の「有害物ばく露防止対策補助金のご案内」のとおりです。

つきましては、当連合会の円滑な審査のため、下記に留意し、見積書の作成等に対応して頂きますようお願いいたします。

## 記

### 1 補助金の対象となる作業環境測定費用

補助金の対象となる費用は、作業環境測定法施行規則別表4号に掲げる作業場での分析を行うことができる作業環境測定法第2条第7号の作業環境測定機関が実施する場限に限られます。貴機関が前述の機関である場合に見積書の作成に対応されるようお願いいたします。

### 2 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は次の①～③です。補助されるのは、1測定箇所2名まで、1事業場当たりの測定箇所は2カ所までとなっております。もちろん、事業者がその範囲を超えて多数の箇所で測定することは問題ありませんが、範囲を超える部分は自己負担となります。このような事情から、1名当たりの測定単価を把握する必要があります。

見積書の作成に当たっては、測定1人当たり費用として、①～③を個別に表示するか、

①～③以外を含まない合計金額を表示する方法により、1名当たりの測定単価が分かるようにしていただきますようお願いします。

①金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着させ、溶接ヒュームばく露量を測定する経費（デザイン及びサンプリングに要する経費）

②採取された試料を吸光光度分析法、原子吸光分析又はこれと同等以上の性能を有する分析法による分析に要する経費

③作業環境測定士の出張に要する経費

<記載例>

見積書、請求書、納品書

測定・分析費用一式	合計	〇〇〇,〇〇〇	円（うち消費税額	〇〇,〇〇〇	円）
内訳	測定作業場	〇か所			
	測定対象作業者	〇名×単価＝〇〇,〇〇〇	円		
	（出張経費）	〇名×単価＝〇〇,〇〇〇	円		